ファイナッション イン (All Control of the Co

株式会社ウェルスペント 代表取締役 横田健一

「もったいない」日本の家計金融資産

日本の家計金融資産約2,000兆円は、主に3 つの視点から極めて「もったいない」状況だと 考えている。第一に、その50%以上がリター ンをほとんど生まない現金・預金に眠っている こと。第二に、国民皆保険、国民皆年金とい う日本において、民間保険への加入率が非常 に高く、必要以上に民間保険に加入していると 考えられること。最後に、高齢になるほど保有 資産残高は拡大し、高齢者に資産が偏在して いるため、子育て世代など現役世代が十分に お金を使えていないことである。

今度こそ貯蓄から投資へ

2022年11月28日に、内閣官房に設置された 「新しい資本主義実現会議」により「資産所得 倍増プラン | が決定され、令和5年度税制改 正大綱で、2024年から始まる新しいNISA制 度が明らかになった。制度の恒久化、非課税 期間の無期限化、売却後の非課税枠の再利用 可能など、資産形成に向けた投資非課税制度 として大幅に改良が加えられ、非常に使いやす い制度に生まれ変わると期待できる。生涯投 資枠は1,800万円であるから、本制度を利用で きる18歳以上の人口約1億人が満額利用すれ ば、簿価ベースで1.800兆円が投資信託や株式 などにまわることになる。満額というのは現実 的ではないが、半分なら900兆円、4分の1で も450兆円と、現在の244兆円(年金・保険等 を通じた間接保有を含めた株式・投資信託・ 債券の残高) からの大幅増加が期待できる。

ここで課題となるのは、いかに新しいNISAを普及させ、一般生活者を中心とした、できるだけ多くの国民に活用してもらえるか、であろう。これまでのNISA制度でも合理的に行動できれば利用されるはずであるが、口座数は約1,700万にとどまり、2021年に1円以上の買付

が行われた口座に限ると1,000万にも満たない。こうした状況は、新しいNISA制度で部分的には解消される可能性もあるが、国民全体に広げていくためには、税制に加えて、適切な教育や気軽に相談できる機会の提供などが重要になってくるであろう。

特に後者の相談できる環境が非常に重要だと考えている。若年層を中心として主にネット証券での口座開設が広がっているものの、以前筆者のもとには「口座開設書類が送られてきたのですが、この書類で読むべきポイントを教えてもらえませんか」とマーカーを持って来られた方がいた。ネット証券であってもコールセンターやチャットなどで手続きに関する相談窓口が提供されているとはいえ、実際に利用するのに心理的な抵抗を感じる人も多い。口座開設、商品選択、資金移動を含めた積立設定など、身近なところで誰かに気軽に相談しながら手続きを進めていけないと、結果的にNISAにおける1円以上の買付まで到達できる人は限られてしまうのではないだろうか。

そこで筆者が大切だと考えているのは職域である。日本は会社員など、被用者として働いている方が多い現状を踏まえると、気軽に相談できる身近な存在の一つは職場の同僚であろう。職域での金融経済教育や相談機会の提供をベースに、細かい点については同僚に聞きやすい環境を構築することで、離脱率を改造を構築することで、離脱率を改造を構築することで、離別であるがあるだろうか。また、インセンティブとしては、職場つみたてNISAの奨励金も効果があるだろう。資産所得倍増プランでは、NISAに関する第一の柱が注目されがちだが、第三(中立的で信頼できるアドバイス)、第四(雇用者に対する資産形成強化)、第五の柱(金融経済教育の充実)が鍵を握っているのではないだろうか。

適正な水準での民間保険加入

リスクマネジメントにおいて、リスクを他者

へ移転できる保険は、確率は低いが発生した場合に経済的な損失が大きくなる、死亡、火災、地震といったリスクへの対策として適している。そういった意味でロス・ファイナンシングの1つである保険の重要性は自明である。

ただ、例えば、死亡であれば公的年金保険から遺族給付があり、職場によっては死亡退職金、特別弔慰金、遺児育英年金などが給付されることもある。こういった公的な保障、職場の保障を確認しないまま、民間の保険に加入している家庭が多いのではないだろうか。この「もったいない」状況を改善するためには、社会保障や職場の保障・福利厚生に対する適切な理解が必要不可欠である。

2021年12月に「保険会社向けの総合的な監督指針」等が一部改正され、ライフプランや公的保険の重要性が意識されるようになったが、こうした観点を徹底していくことが適正水準での民間保険利用には欠かせないだろう。

また、民間保険に過度に加入しているために、資産形成に向けた積立余力が乏しくなってしまっている可能性も考えられる。保険を活用して適切にリスクマネジメントすることは大切であるが、大きな保障から短期入院、資産形成など、何でも保険で対応というのは慎重に検討していくべきであろう。

若い世代への積極的な資産移転

高齢者に資産が偏在している主な要因は、長寿化により相続人(子)の年齢が60代、70代と高齢化していることであろう。総務省「2019年全国家計構造調査」によると、家計資産(=金融資産―金融負債+不動産)、つまり家計バランスシートの純資産は、世帯主60歳代で4,035万円、70歳代で4,090万円、80歳以上で4,386万円となっている。一般的に30~50代は子供の教育費や住宅ローンの返済で家計が苦しくなりがちであるが、その峠を過ぎて、60代、70代になってからの資産移転では「使い時に使えない」ことになり、世代を超えてお金をより有意義に使うためには、相続を待たずに、少しずつでも、例えば10~20年早めに資産移転を進めていくことが大切であろう。

令和5年度税制改正大綱にて、相続税の加 算期間が3年から7年になり、また精算課税制 度も使いやすくなる。早期の資産移転を促進 するという観点からはポジティブな改正と言え るだろう。こういった税制に加えて、2世代にわたるお金の不安を軽減し、実際に資産移転を加速させるためにはお金の見える化が必要ではないだろうか。具体的には、長期的なお金の見える化、つまり2世代にわたるライフプラン・シミュレーション(以下、LPS)が有効だと考えている。贈与する側も、自分の余生におけるお金の不安が解消されていなければ、気持ちよく積極的な資産移転は難しいからだ。なお、筆者は貯蓄残高という金融資産のみを対象としたLPSではなく、不動産や住宅ローン残高なども統合的に考慮する家計バランスシートベースのLPSがより有効だと考えている。

また、別の視点として、第一の「もったいない」にも関連することであるが、資産の相続税評価額についても見直していく必要性が高いのではないだろうか。相続税対策として、資産は一般的には金融資産よりも評価額がで現る。資産所得倍増プランで現預金から投産である。資産所得倍増プランで現預金から投産であることが相続税上不利になるのであれば、高齢者の資産は不動産へシフトしてしまうだろう。金融資産や不動産の相続税評価額について、より適切なバランスが必要ではないだろうか。

ファイナンシャル・ウェルビーイング

ここまでどちらかと言えばマクロ的な観点から家計金融資産の「もったいない」状況を改善するための考えを述べてきた。しかし、お金自体は目的ではなく、人生をより幸せなものとするための手段であることを考えると、単純に金額を増やしていく、つまりどこまでも上を目指すべき、という考え方は必ずしも幸福にはつながらないと考えている。個人個人でお金とせの関係は異なるため、ミクロで見た時には、お金に関して一人ひとりが満たされた(と認識している)状態、すなわちファイナンシャル・ウェルビーイングが重要であろう。

各個人が家計管理をしっかりと行った上で、等身大のライフプラン、マネープランを作成の上、体の健康診断同様、定期的に家計の健康診断であるLPSを行っていく習慣を定着させていくことが、国民一人ひとりからお金の不安を取り払い、幸せな人生を歩んでもらうために大切なのではないだろうか。